

伊 監 第 193 号  
平成 29 年 11 月 2 日

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監査委員 杉 一

財政援助団体等監査結果報告

〔 伊 丹 市 職 員 厚 生 会 〕

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、平成 29 年度に実施した財政援助団体等  
監査の結果は次のとおりでした。

同条第 9 項の規定に基づき提出いたします。

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）

## 第2 監査の対象

本監査は、以下の団体及び所管部局において、平成28・29年度に執行された、市の補助金等に関する出納その他の事務を対象に監査を実施しました。ただし、必要がある場合は、対象年度以外にも及ぶこととしました。

- ・伊丹市職員厚生会

## 第3 監査の着眼点

所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、主に、以下の着眼点により監査を実施しました。

① 所管部局の事務について	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金等財政的援助の法的根拠は適正か。</li><li>・補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。</li><li>・補助金等の交付決定は法令等に適合しているか。</li><li>・補助金等の額の算定・交付方法、時期、手続等は適正か。</li><li>・補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。</li><li>・精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。</li><li>・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。</li><li>・補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。</li></ul>
② 財政援助団体の事務について	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符号するか。</li><li>・事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。</li><li>・補助金等に関する収支の会計処理は適正か。</li><li>・精算報告は適正に行われているか。精算の時期は適切か。</li></ul>

なお、事務の執行体制、各事務にかかる業務量と頻度、事務処理の複雑性等から誤り等が発生するリスクを考慮し、監査を実施しました。

## 第4 監査の主な実施内容

本監査の実施に当たっては、財政援助団体に対し、関係帳簿及び書類の

提出を求めて確認、突合、閲覧を行い、必要に応じて財政援助団体及び所管部局の関係職員より事情を聴取し、あるいは財政援助団体及び所管部局へ赴き実査する等、伊丹市監査基準に則り、公正妥当な監査方法により実施しました。

## **第5 監査の日程**

平成29年8月10日～平成29年10月5日

## **第6 監査の結果**

監査の結果、事務処理の一部において、軽微な誤りで留意、改善すべき点が見受けられましたので、口頭注意で指導いたしました。それ以外のものについての事務処理は、おおむね良好と認めました。

財政援助団体及び所管部局の事務の執行体制及び意見要望は以下に示すとおりです。

# 伊丹市職員厚生会

## I 監査対象団体の概要

### 1 設立の目的

この団体は、地方自治の振興に資するとともに、伊丹市職員等の福利の増進を図ることにより公務の能率的な運営に資することを目的としています。

### 2 事業の概要

この団体は、上記の目的を達成するために、次の事業を行っています。

- (1) 地方自治の振興に寄与する事業
- (2) 伊丹市職員等の福利厚生に関する事業
- (3) 伊丹市庁舎への来庁者に対する便益施設の設置運営
- (4) その他上記の目的を達成するために必要な事業

### 3 設立年月日

平成 20 年 4 月 1 日

### 4 所在地

伊丹市千僧 1 丁目 1 番地（伊丹市役所内）

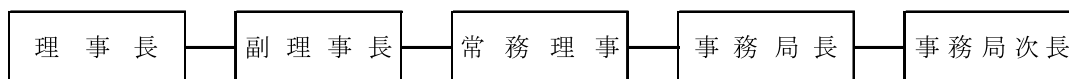
### 5 伊丹市との関係

伊丹市職員厚生会は、本市職員の相互共済および福祉の増進を目的として、伊丹市職員の厚生団体に関する条例、および同施行規則により設置された団体であり、28 年度の決算では、伊丹市からの補助金収入で 13,930 千円を計上しています（クリーンランド等職員派遣団体負担分を除く）。

### 6 役員

理事長 1 名 副理事長 1 名 常務理事 1 名 理事 8 名 監事 2 名

### 7 組織図及び職員の配置状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）



## II 経営成績等

### 1 経営成績

28 年度の活動計算書は、次のとおりです。

活動計算書

(単位:円)

科 目	平成28年度
基本財産運用収入	179,628
基本財産運用収入	179,628
福祉事業収入	7,185,131
生命保険取扱手数料	6,667,465
損害保険取扱手数料	517,666
会費収入	27,932,050
会員掛金	27,932,050
補助金収入	13,966,490
厚生会事業主負担金	13,966,490
雑収入	2,527,061
受取利息	172,493
その他	1,576,968
使用料	777,600
当 期 収 入 合 計	51,790,360
厚生会事業費	83,922,590
給付事業費	14,539,000
普通給付費	5,765,000
特別給付費	8,774,000
福利厚生事業費	63,888,571
保険料	2,810,173
補助費	43,787,560
負担金支出	17,290,838
文化体育事業費	1,812,580
諸謝金	597,487
賃借料	673,200
消耗品費	485,480
雑費	53,800
委託料	2,613
生涯生活設計援助事業費	1,415,239
研修費	1,315,820
諸謝金	33,411
旅費交通費	4,440
消耗品費	19,688
委託料	0
補助費	40,600
雑費	1,280
公益事業推進費	178,400
負担金支出	8,000
助成金支出	170,400
その他事業費	2,088,800
クラブ活動助成金	1,394,000
公務員賠償責任保険助成金	694,800
管理費	4,939,847
旅費交通費	7,780
消耗品費	298,825
賃借料	972
手数料	1,161,032
委託料	2,872,800
修繕費	316,980
減価償却費	281,458
経 常 費 用	88,862,437
当 期 経 常 増 減 額	△ 37,072,077
税引前当期正味財産増減額	△ 37,072,077
法人税、住民税及び事業税	82,000
当期正味財産増減額	△ 37,154,077
前期繰越正味財産額	107,743,707
次期繰越正味財産額	70,589,630

## 2 財政状態

28年度の貸借対照表は、次のとおりです。

### 貸借対照表

(単位:円)

科 目	平成28年度
流動資産	360,564,463
現金・預金	359,923,795
現金手許保管高	28,848
普通預金	79,894,947
定期預金	280,000,000
その他流動資産	640,668
未収入金	144,400
仮払金	496,268
固定資産	50,845,435
有形固定資産	845,435
什器 備品	845,435
投資その他の資産	50,000,000
基本財産	50,000,000
資 産 の 部 合 計	411,409,898
流動負債	13,983,382
未 払 金	11,962,920
預 り 金	1,938,462
未払法人税等	82,000
固定負債	326,836,886
福利厚生積立金	326,132,454
事業積立金	704,432
負 債 の 部 合 計	340,820,268
正味財産	70,589,630
前期繰越正味財産額	107,743,707
当期正味財産増減額	△ 37,154,077
正 味 財 産 の 部 合 計	70,589,630
負 債 ・ 正 味 財 産 の 部 合 計	411,409,898

### Ⅲ 補助等対象事業の概要

#### 1 補助等の目的

本市職員の相互共済および福祉の増進を目的として設立された伊丹市職員厚生会に対して負担金を交付することにより、伊丹市職員等の福利の増進を図り、公務の能率的な運営に資する。

#### 2 補助金等交付根拠

伊丹市職員の厚生団体に関する条例第4条に基づく交付

#### 3 補助等対象事業と算定基準

対象事業：伊丹市職員厚生会が実施する福利厚生に関する事業

算定基準：各会員の給料月額×1.9/1,000×12カ月

#### 4 予算措置

(一般会計)

(単位:千円)

款	項	目	節	説明	平成28年度	
					予算額	決算額
総務費	総務管理費	人事管理費	負担金補助及び交付金	職員厚生会負担金	8,460	8,252

(病院事業会計)

(単位:千円)

款	項	目	節	備考	平成28年度	
					予算額	決算額
病院事業費用	医業費用	経費	厚生福利費	職員厚生会負担金	3,638	3,829

(水道事業会計)

(単位:千円)

款	項	目	節	備考	平成28年度	
					予算額	決算額
水道事業費用	営業費用	総係費	厚生費	職員厚生会負担金	371	333

(工業用水道事業会計)

(単位:千円)

款	項	目	節	備考	平成28年度	
					予算額	決算額
工業用水道事業費用	営業費用	総係費	厚生費	職員厚生会負担金	27	23

(下水道事業会計)

(単位:千円)

款	項	目	節	備考	平成28年度	
					予算額	決算額
下水道事業費用	営業費用	総係費	厚生費	職員厚生会負担金	198	194

## (交通事業会計)

(単位:千円)

款	項	目	節	備 考	平成 28 年度	
					予算額	決算額
交通事業費用	営業費用	運 転 費	厚生福利費	職員厚生 会負担金	1,025	999
		運輸管理費	厚生福利費	職員厚生 会負担金	151	152
		一般管理費	厚生福利費	職員厚生 会負担金	94	85

## (モーターボート競走事業会計)

(単位:千円)

款	項	目	節	備 考	平成 28 年度	
					予算額	決算額
モーターボート 競走事業費用	営業費用	一般管理費	厚生費	職員厚生 会負担金	76	63



## IV 意見要望

### 〔所管部局：総務部 人材育成室 福利厚生課〕

#### 1 職員厚生会事業主負担金について

総務省は、平成18年8月31日付け「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」により、「福利厚生事業については点検・見直しを行い、適切に事業を実施するとともに、事業の実施状況等を公表すること。これらの取組みを通じ、住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助についても見直しを図ること」とし、28年12月27日付け総務省自治行政局公務員部福利課の自治体調査結果「地方公共団体における福利厚生事業の状況について」によれば、公費を伴う個人給付事業を実施している自治体は減少しています。

伊丹市では、職員互助会である伊丹市職員厚生会（以下「厚生会」という。）に対し、伊丹市職員の厚生団体に関する条例第4条で「厚生団体の経費は、第2条に規定する者の会費、市負担金、補助金その他の収入をもつて充てる」と規定されていることにより、職員元気回復を目的に職員厚生会事業主負担金を支出しています。

当該負担金は、福利厚生倶楽部会費（福利厚生倶楽部メニュー利用料及び各種給付事務処理委託料）に充当され、会員個人への給付事業には充当されていないとのことです。しかし、この負担金の支出については、厚生会からの請求により支出されているのみで、申請・交付の手続がないため、使途についての条件は示されていません。また、厚生会の会計処理上も、会員掛金と同一の会計で受け入れており、充当先が明らかでない状態です。

負担金交付手続の際に使途条件等を明示するとともに、実績報告書等で使途が明確となるようにしてください。

#### 2 厚生会の公益事業について

厚生会は、伊丹市職員の厚生団体に関する条例施行規則第2条により伊丹市職員の厚生団体に関する条例（以下「条例」という。）で定める厚生団体とされています。その事業内容は、条例第3条に「厚生団体は、福利厚生に関し、資金の給付その他の事業を行う」と規定されており、条例第4条の規定により、伊丹市からの負担金、会員の会費、その他の収入により運営を行っています。

また、厚生会の運営にあたり伊丹市職員厚生会規約を制定しており、事業として同規約第4条に「地方自治に寄与する事業」と規定しており、条例に規定している範囲外の事業を行っています。

このように厚生会が自主事業として公益事業を実施していることは、事業に充当する財

源を明確にしていなため不透明な状況と言わざるを得ません。

今後、引き続きこれらの事業のあり方について、理事会等で検討することを望みます。

### **3 厚生会のその他事業について**

厚生会は、市庁舎地下1階に設置された清涼飲料水自動販売機について目的外使用許可を受け、伊丹市行政財産使用料条例第2条の規定による使用料及び光熱水費実費弁償金を市に支払っています。この自動販売機は福祉団体に転貸されており、厚生会は上記と同額の使用料及び実費弁償金を収入しています。厚生会は、自動販売機の売上げによる収益を受領しておらず、この取扱いは結果的に福祉団体に便益を与えている可能性があります。また、許可書によると、転貸を行う場合には事前に市長の承認を得ることになっていますが、この手続が行われていませんでした。

転貸の承認手続を行うとともに、この事業の位置づけを明確にすることを理事会等で検討することを望みます。